

地方税ポータルシステムの利用規約

地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」といいます。）を利用して、地方税関係法令若しくはeLTAXの運営に参加している足利市（以下「市」といいます。）の地方税に関する条例又は規則（以下「法令等」といいます。）に係る申告又は申請・届出等手続（以下「申告等手続」といいます。）を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。eLTAXを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなされます。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）を活用した電子申告システムを利用して市に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。電子申告システムの利用にあたっては、この利用規約のほか、eLTAXの利用規約に同意いただく必要があります。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

一 地方税ポータルシステム（eLTAX[エルタックス]）

市に係る申告等手続を汎用的に受付処理するシステムをいい、市が共同で運用・管理するシステムと、これに関連して市において運用・管理するシステムからなります。

二 システム利用者

eLTAXを利用して申告等手続、納付手続を行う者をいいます。

三 利用者ID

システム利用者を特定するために市がシステム利用者に付与する識別符号をいいます。

四 暗証番号

システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として市がシステム利用者に付与する暗証番号をいいます。

五 eLTAX PCdesk (以下「PCdesk」といいます。)

地方税電子化協議会がシステム利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア及び関連するマニュアルをいいます。

(対象手続)

第3条 電子申告システムを利用できる手続きは下記のとおりです。

法人等市民税の申告

固定資産税(償却資産)の申告

個人市県民税(特別徴収)の申告

(システム利用者の責任)

第4条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づきeLTAXを利用し、eLTAXの利用に伴って生じる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文(電磁的記録を含みます。)を管理するものとし、市及び地方税電子化協議会に対しいかなる責任も負担させないものとします。

一 利用者ID及び暗証番号

二 PCdesk

三 納付区分

四 納付番号

五 確認番号

六 その他、システム利用者が作成又は取得し管理している電子情報

2 システム利用者は、eLTAXに関する法令等（法令等の規定により定める事項を含みます。

以下同じ。）及び地方税ポータルシステムホームページ（<http://www.eltax.jp>）（以下「eLTAXホームページ」といいます。）に掲載する事項に従って、eLTAXを利用するものとします。

（利用可能時間及び利用の停止等）

第5条 eLTAXの利用可能時間は、原則平日（月～金）の8：30～20：00とします。但し、利用届出、申請、申告がなされた後の審査業務については、足利市の開庁時間内に受信されたものについては同日、閉庁時間の受信分については翌開庁日以降の審査となります。

2 市は上記の時間内であっても以下の場合にはシステムの利用停止をすることが出来ます。

- 一 機器等のメンテナンスが予定される場合及び緊急の保守点検が必要な場合
- 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又はeLTAXの重大な障害が発生した場合
- 三 その他、地方税電子化協議会において、eLTAXの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

（環境条件）

第6条 システム利用者がeLTAXを利用する際の環境条件は、eLTAXホームページに掲載する条件とします。

（禁止事項）

第7条 システム利用者は、eLTAXの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 eLTAXを申告等手続、納付手続以外の目的で利用すること。

ニ eLTAXに対し、不正にアクセスすること。

三 eLTAXの管理及び運営を故意に妨害すること。

四 eLTAXに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。

五 法令等若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。

六 その他、eLTAXの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2 市及び地方税電子化協議会は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAXの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(電子証明書の登録及び通知された暗証番号の変更)

第8条 システム利用者 (PCdesk又はPCdeskと同等の機能を有するソフトウェア (以下「PCdesk等」といいます。) の利用者に限ります。) は、eLTAXの利用届出 (新規) の送信時にeLTAXを利用する際に使用する電子証明書を登録し、市から通知された期限までに、所定の事項に従って暗証番号を変更するものとします。ただし、当該利用者が、税理士法 (昭和26年法律第237号) 第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けたものがeLTAXを利用して申告等手続を行う場合における当該税務書類の作成を委嘱した者である場合は、電子証明書の登録を行わないことができるものとします。

(使用可能な文字コード)

第9条 eLTAXで使用可能な文字コードは、eLTAXホームページに掲載する文字コードとします。ただし、使用可能な文字コードの範囲外となるものについては、システム利用者の判断により、使用可能な文字コードの範囲内から代替文字を選択するものとします。

(同一の文字コードにより表示される文字の字形の相違)

第10条 システム利用者は、eLTAXホームページに掲載する特定の文字コードについて、利用者環境により表示される字形にかかわらず、ホームページ上に掲載された字形と同一の文字として取り扱うことに同意するものとします。

(eLTAXで送受信可能なデータ形式)

第11条 システム利用者がeLTAXに対しデータを送受信する際に使用可能なデータ形式は、地方税電子化協議会が公開するインターフェイスの仕様に準拠するものとします。

(利用のないことによる利用者IDの失効)

第12条 システム利用者 (PCdesk等の利用者に限ります。) が最終のログインから5年間ログインしなかった場合には、地方税電子化協議会が事前に通知することなく、システム利用者の利用者IDを失効させ、eLTAX (Webフォームによる申告等受付処理するシステムの利用を除きます。) の利用を停止させることがあります。

(システム利用者の設備等)

第13条 システム利用者は、eLTAXを利用するために必要なすべての機器 (ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。) を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。

2 eLTAXを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他eLTAXの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

(免責事項)

第14条 市及び地方税電子化協議会は、eLTAXの利用によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

2 市及び地方税電子化協議会は、eLTAXの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとしします。

(利用規約の改正)

第15条 市は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとしします。

3 前項の公表後に、システム利用者がeLTAXを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第16条 本利用規約には、日本法が適用されるものとしします。

2 eLTAXの利用に関連して市とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本利用規約は、平成22年4月1日から施行します。